

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

株式会社富士建設

法人番号 3360001009134（沖縄県知事許可 第 001352 号）

2 取引停止措置期間

3 か月（令和 8 年 8 月 5 日～令和 8 年 1 1 月 4 日）

3 取引停止の理由

当該業者らは、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し入札参加資格の申請を行った。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 24 日に沖縄県知事より 30 日間の営業停止処分を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 8 年 8 月 5 日

国立大学法人東海国立大学機構

機構長 松 尾 清 一